

随意契約締結状況

契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量	契約担当部門課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	契約に係る契約金額(税別)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
南館5階改修に伴う電子カルテ端末及びシステムの整備 1式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年2月1日	大阪府中央区城見2-2-6 富士通関西システムラボラトリー 富士通Japan株式会社 ヘルスケア事業本部	19,300,000 円	契約業者は、電子カルテシステム及び健診システムを導入した業者であり、システムを整備できる唯一の業者であることから、契約の性質上又は目的が競争を許さない売位に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
RIフィルター(チャコールフィルター)交換業務委託契約の締結について 1式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年2月5日	和歌山市築港6丁目9番地の10	3,210,000 円	契約業者は当該保守等に必要な技術・能力を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質上又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
南館2階第一種感染病室(2室)保守点検業務 1式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年2月13日	大阪府大阪市天王寺区玉造元町3-9八光ビル 株式会社日本医科器械製作所	2,850,000 円	契約業者は当該病室を施工したメーカーであり、緊急時に対しても迅速かつ的確な対応をとれることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
南館8階完全無菌室保守点検業務 1式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年2月13日	大阪府大阪市天王寺区玉造元町3-9八光ビル 株式会社日本医科器械製作所	3,450,000 円	契約業者は当該病室を施工したメーカーであり、緊急時に対しても迅速かつ的確な対応をとれることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
本館非常用発電設備E点検(15年目点検)業務 1式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年2月21日	兵庫県尼崎市潮江1丁目3番30号 KDIビル3F ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社 発電カスタマーサポート部	220,000,000 円	契約業者は、本館13階電気室に設置してある非常用発電設備メーカーであり、他社では本設備の対応等が困難であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
液体酸素貯槽設備検査にかかる機器保守業務 1式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年2月21日	和歌山県有田市古江見51番地1 エア・ウォーター西日本株式会社	1,101,500 円	契約業者は、本設備のメーカー代理店であり、設備の構造を熟知し緊急時対応も可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
医療ガス設備保守点検業務 1式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年2月13日	大阪府吹田市江の木町27-15 株式会社エフエスユニ	10,800,000 円	契約業者は本センター医療ガス供給設備のメーカーであり、緊急時に対しても迅速かつ的確な対応をとれることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
医療系排水処理施設(検査・人工透析)保守点検業務 1式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年2月13日	大阪府東大阪市菱屋西6丁目4-41 株式会社水工エンジニアリング	1,800,000 円	契約業者は本施設のメーカーであり、緊急時に対しても迅速かつ的確な対応をとれ、他社では対応困難であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

随意契約締結状況

契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量	契約担当部門課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	契約に係る契約金額(税別)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
感染系排水処理施設保守点検業務 1式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年2月13日	大阪府東大阪市菱屋西6丁目4-41 株式会社水工エンジニアリング	3,780,000 円	契約業者は本施設のメーカーであり、緊急時に対しても迅速かつ的確な対応をとれ、他社では対応困難であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
汚水処理施設保守点検業務 1式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年2月13日	大阪府堺市堺区神南辺町1丁4番地6 株式会社総合水研究所	4,158,720 円	契約業者は本施設の点検業者であり、緊急時に対しても迅速かつ的確な対応をとれ、他社では対応困難であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
合併処理浄化槽汲取業務 1式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年2月21日	和歌山市直川109番地1 和歌山市清掃株式会社	4,133,712 円	契約業者は、和歌山市より指定された本センター内合併処理槽の汲取業務ができる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
エアーシューター設備保守点検業務 1式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年2月29日	大阪府大阪市西区阿波座2丁目2番18号 株式会社日本シューター 大阪支店	2,109,000 円	契約業者は本設備のメーカーであり、緊急時に対しても迅速かつ的確な対応をとれ、他社では対応困難であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
ナースコール設備保守点検業務 1式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年2月27日	東京都調布市多摩川三丁目35番地4 株式会社ケアコム	1,840,200 円	契約業者は本設備のメーカー及び施工業者であり、構造を熟知し緊急時に対しても迅速かつ的確な対応をとれ、他社では対応困難であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
本館免震装置定期点検業務 1式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年2月15日	大阪市西区西本町1丁目13番47号 戸田建設株式会社大阪支店	1,280,000 円	契約業者は本設備のメーカー及び施工業者であり、構造を熟知し緊急時に対しても迅速かつ的確な対応をとれ、他社では対応困難であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
消防用設備定期点検業務 1式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年2月13日	和歌山市西河岸町41-5 ニッタン株式会社 和歌山営業所	2,700,000 円	契約業者は、本館1階防災センターに設置している監視盤システムのメーカーであり、自動火災報知設備等の設置箇所や構造を熟知しており、緊急時の対応も可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
自動ドア保守点検業務 1式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年2月21日	大阪市北区中津4-3-9 寺岡オートドアシステム株式会社 大阪支店	3,275,000 円	契約業者は、自動ドアの機器メーカーであり、故障時における迅速な対応、部品調達が他社では困難であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

随意契約締結状況

契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量	契約担当部門課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	契約に係る契約金額(税別)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
防火設備検査業務 1式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年2月13日	和歌山市西河岸町41-5 ニッタン株式会社 和歌山営業所	2,500,000 円	契約業者は、本館1階防災センターに設置している監視盤システムのメーカーであり、自動火災報知設備等の設置箇所や構造を熟知しており、緊急時の対応も可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	